

＜参考2＞家賃計算例 ②

【例3】 2人世帯の場合(年金収入のみ)

続柄	年齢	職業	年間収入額	年間所得額
本人	67	無職	(年金)1,850,000円	650,000円
妻	64	無職	(年金)750,000円	50,000円
合計			2,600,000円	① 700,000円

{(A)年間所得700,000円-(B)(同居者控除380,000円×1人)}÷12カ月=②月額所得額26,666円

⇒1DKの場合:家賃算定表で「I-3」家賃(1DK欄の月額9,000円)となります。

2DKの場合:家賃算定表で「I-3」家賃(2DK欄の月額11,200円)となります。

【例4】 2人世帯の場合(寡婦・寡夫世帯)

続柄	年齢	職業	年間収入額	年間所得額
本人	35	会社員	(給与)3,200,000円	2,060,000円
子	10	小学生	0円	0円
合計			3,200,000円	① 2,060,000円

{(A)年間所得2,060,000円-(B)(同居者控除380,000円×1人+寡婦(夫)控除270,000円×1人)}÷12カ月

=②月額所得額117,500円

⇒1DKの場合:家賃算定表で「II」家賃(1DK欄の月額20,000円)となります。

2DKの場合:家賃算定表で「II」家賃(2DK欄の月額25,000円)となります。

ニュース② 応急仮設住宅を退去されるみなさまへ

＜退去の際の手続き、引越費用補助金についてお知らせします＞

仮設住宅を退去するときは

災害公営住宅に入居等、仮設住宅がご不要となったときは、すみやかに建設課に退去届を提出してください。退去時には、市の職員が住戸内の確認に伺いますので、立会可能な日時をご連絡ください。

※ 退去確認は、平日の朝9時～夕方5時(昼12時～1時を除く)に行います。

※ 玄関の鍵は、退去確認の際に職員にお引き渡しいたします。

以下の物品は、仮設住宅に備え付けの物ですので、入居者自身が購入した物を除いて持ち去ることはできません。

- カーテン、アコーディオンカーテン、エアコン、ガスコンロ等最初から備わっていたもの
- ファンヒーター
- 消火器
- 洗濯機置き場の排水口に接続するL字型の管

問い合わせ先 建設課住宅推進係(内線 401・402)

引越費用補助金について

応急仮設住宅やみなし仮設等から住宅再建先に引越をした際に申請できる「引越費用補助金」は、被災世帯ごとに支給されます。再建方法によって受給できる金額が異なりますのでご注意ください。

再建方法	金額	申請の際の注意
防災集団移転促進事業 がけ地近接等危険住宅移転事業	最大80.2万円	※業者に依頼した場合のみ対象になります。 ※見積書・領収書を必ず添付してください。 ※ハウスクリーニング、電気工事(エアコン設置・テレビ配線作業等)は対象となりません。 ※がけ近を利用している方は事前に申請が必要となります。
上記以外の方 (災害公営住宅、自力再建、土地区画整理事業、民間の賃貸住宅等)	定額10万円	※自分で引越をした場合も対象になります。 ※被災当時の世帯を単位として、 1回限り 受給できるものです。 (離婚等例外が認められる場合がありますのでご相談ください。)

問い合わせ先 復興局被災者支援室(内線 436・437)

ニュース① 災害公営住宅の入居者を募集します

＜10団地で合計146戸を募集 申込締切は8月26日(金)まで＞

市では下記により、災害公営住宅の入居者を募集します。災害公営住宅は東日本大震災により住宅を失い、現に住宅に困窮している方々を入居対象とする公的な賃貸住宅です。

入居募集団地

団地名(募集戸数)	間取り					
	1DK	2DK	3DK	1DK 車いす対応	2DK 車いす対応	2DK (ペット可)
下和野(1戸)	1戸	—	—	—	—	—
水上(13戸)	—	5戸	6戸	—	2戸	—
西下(2戸)	—	—	—	—	2戸	—
柳沢前(8戸)	—	1戸	5戸	—	2戸	—
中田(59戸)	7戸	30戸	16戸	2戸	2戸	2戸
今泉(12戸)	—	9戸	—	—	—	3戸
長部(5戸)	—	4戸	1戸	—	—	—
田端(8戸)	—	5戸	3戸	—	—	—
大野(16戸)	—	8戸	7戸	—	1戸	—
脇の沢(22戸)	—	13戸	7戸	—	2戸	—

1DK…単身世帯または2人世帯

2DK・3DK…制限なし。

車いす対応(1DK・2DK)…身体障がい者のいる世帯(車いす利用者がいる世帯優先)

ペット可(2DK)…今現在ペットを飼育している世帯に限り、申込を受け付けます。

※応募者多数の場合は、抽選といたします。

※募集期間内に入居者が決定しない場合、継続募集といたします。

入居資格

以下の(1)～(4)の条件をすべて満たしていること

- (1) 次の①から③のいずれかに該当する人であること
 - ① 東日本大震災により住宅を失った人
(全壊、全焼、全流失又は大規模半壊、半壊であって、解体を余儀なくされた場合)
 - ② 被災地において実施される国で定める事業の実施に伴い移転が必要となった人
 - ③ 福島原発事故による居住制限者
- (2) 応急仮設住宅(みなし仮設住宅等を含む)などに居住しており、現に住宅に困窮していることが明らかである人
- (3) 入居申込者および同居する人が暴力団員でないこと
- (4) 震災当時の世帯において、住宅再建に関する補助金(加算支援金等)を受領していないこと

募集期間

平成28年8月8日(月)から8月26日(金)まで【消印有効】

家賃算定表

想定される標準的家賃であり、家賃は世帯収入および団地ごとに変動します。

	月額所得(円)	想定家賃(円)			
		1DK (47㎡)	2DK (58.6㎡)	2DK車いす (66.9㎡)	3DK (72.2㎡)
I-1	0	5,300 (1,700)	6,600 (2,100)	7,600 (2,400)	8,200 (2,600)
I-2	1~17,250	9,000 (5,100)	11,200 (6,500)	12,900 (7,400)	13,900 (8,000)
I-3	17,251~34,500	9,000 (8,600)	11,200 (10,700)	12,900 (12,400)	13,900 (13,300)
I-4	34,501~40,000	9,000	11,200	12,900	13,900
I-5	40,001~51,750	12,700 (12,100)	15,900 (15,100)	18,100 (17,300)	19,500 (18,600)
I-6	51,751~60,000	12,700	15,900	18,100	19,500
I-7	60,001~69,000	16,400 (15,500)	20,500 (19,500)	23,400 (22,300)	25,200 (24,000)
I-8	69,001~80,000	16,400	20,500	23,400	25,200
I-9	80,001~104,000	17,300	21,700	24,800	26,700
II	104,001~123,000	20,000	25,000	28,600	30,800
III	123,001~139,000	22,900	28,600	32,700	35,200
IV	139,001~158,000	25,800	32,300	36,900	39,700
V	158,001~186,000	29,500	36,900	42,100	45,400
VI	186,001~214,000	34,000	42,500	48,600	52,400
VII	214,001~259,000	39,800	49,800	56,900	61,400
VIII	259,001~	45,900	57,400	65,700	70,800

※1 市の減免基準により、申請を行うことで、()内の金額まで減免される場合があります。

(生活保護費を受給している場合は、当該減免措置は適用されません)

※2 上記家賃の他に、**共益費**および**駐車場使用料**が別途必要です。

※3 入居後3年を経過し、世帯の月額所得が158,000円(高齢・障がい者などの世帯については214,000円)を超える世帯は、4年目から割増家賃が発生するとともに、住宅の**明渡し努力義務**が生じます。

※4 入居後5年を経過し、2年連続で、世帯の月額所得が313,000円を超える世帯は、6年目からさらなる割増家賃が発生するとともに、住宅の**明渡し請求**がおこなわれます。

申込方法

(1) に必要事項を記入し、(2)~(5)を添えて、下記窓口に**持参又は郵送**により提出してください。(※ 持参の場合、土日祝日を除く。)

(1) **入居申込書**(建設課にて配布。または市のホームページから印刷してください。)

(2) 入居希望者全員の**本籍が記載された住民票の写し**(市民課発行)

(3) 18歳以上(高校生を除く)の方全員の**所得・課税・扶養証明書**(税務課発行)

(4) **り災証明書**(写しでも可)

(5) 障がいがある方は、**障害者手帳の写し**

※ 証明書等を取得する際に身分証明書が必要となります。

注意事項

(1) 申込書に記載された内容が事実と異なる場合、または入居資格を失った場合は申し込みを無効としますので、あらかじめご承知ください。

(2) 入居決定後、連帯保証人との連名による誓約書の提出が必要です(連帯保証人の所得証明書及び印鑑登録証明書添付)。

※ 連帯保証人の確保が困難な場合は、事前にご相談ください。

申込書受付窓口・問い合わせ先

〒029-2203 陸前高田市竹駒町字滝の里18-1
株式会社 寿広 陸前高田市営住宅管理センター ☎0192-53-1323
※陸前高田市役所建設課管理係でも受け付けます。☎0192-54-2111(内線402)

<参考1>災害公営住宅家賃算定のしかた

下記の1~4の手順により計算することで、大まかな家賃を算出できます。

- 1 源泉徴収票等を利用し、**年間所得額(世帯全員分)**を算出します。・・・**㉑**
(所得課税扶養証明書を利用することで、より正確な家賃を算出できます。)
- 2 **親族控除額**を算出します。親族控除の内訳は、次の表のとおりで、各控除ごとに対象者の人数分控除が発生します。・・・**㉒**

控除の種類	内 容	控 除 額 計 算
①親族控除	本人を除く同居親族および遠隔地扶養親族	38万円× 人
②特定扶養親族控除	本人および親族控除を受ける者のうち、16歳以上23歳未満の者	25万円× 人
③老人扶養控除 老人配偶者控除	70歳以上の控除対象配偶者・扶養親族	10万円× 人
④特別障害者控除	本人および親族控除を受ける者のうち、重度の障がいのある者 (身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A級)	40万円× 人
⑤障害者控除	親族控除を受ける者のうち、障害者手帳の交付がされている者(③を除く) (身体障害者手帳3~6級、精神障害者保健福祉手帳2・3級、療育手帳B級等)	27万円× 人
⑥寡婦(夫)控除	所得税法上寡婦または寡夫控除を受けている者	27万円× 人
親族控除額合計㉒		㉒ 万円

3 世帯の**㉑**年間所得額から**㉒**親族控除額を引き、12で割り、**㉓**月額所得額を算出します。

4 **㉓**月額所得額を左ページの家賃算定表にあてはめることで、家賃を想定できます。

【㉓月額所得額】 = (㉑年間所得額 - ㉒親族控除額) ÷ 12カ月

※ 世帯に、**純損失、雑損失の繰越控除**がある方は、その方の所得から繰越分を差し引いてから、世帯員の所得を合計し、年間所得額を算出してください。

<参考2>家賃計算例 ①

【例1】 4人世帯で3DKの場合

続柄	年齢	職業	年間収入額	年間所得額
本人	45	会社員	(給与)3,200,000円	2,060,000円
妻	44	パート	(給与)960,000円	310,000円
子	16	高校生	0円	0円
子	10	小学生	0円	0円
合計			4,160,000円	㉑ 2,370,000円

{㉑年間所得額2,370,000円 - ㉒(同居者控除380,000円×3人 + 特定扶養親族控除250,000円×1人)}

÷12カ月 = ㉓月額所得額81,666円

⇒家賃算定表で「I-9」家賃(3DK欄の**月額26,700円**)となります。

【例2】 4人世帯の場合 (1人暮らしをしている子に仕送りをしている場合※)

続柄	年齢	職業	年間収入額	年間所得額
本人	45	会社員	(給与)3,200,000円	2,060,000円
妻	44	パート	(給与)960,000円	310,000円
父	70	無職	(年金)1,500,000円	300,000円
子	20	大学生	0円	0円
合計			5,660,000円	㉑ 2,670,000円

{㉑年間所得額2,670,000円 - ㉒(同居者控除380,000円×3人 + 特定扶養親族控除250,000円×1人 +

老人扶養控除100,000円×1人)} ÷12カ月 = ㉓月額所得額98,333円

⇒2DKの場合:家賃算定表で「I-9」家賃(2DK欄の**月額21,700円**)となります。

3DKの場合:家賃算定表で「I-9」家賃(3DK欄の**月額26,700円**)となります。

※遠隔地扶養親族と認められるためには、確定申告の際に扶養親族の申告をしている必要があります。